

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案等

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等について、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第7条第5号の規定に基づき公示しています。今般、5.8GHz帯の周波数の電波を活用したドローン用無線局の実験運用を推進するため、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等について、告示案を作成するとともに、無線局免許手続規則の一部を改正する省令案を作成しました。

また、特定実験試験局として公示する使用可能地域等の範囲外であっても、実験試験局として免許申請が可能です。特定実験試験局用として公示された使用可能地域以外で利用する実験試験局の免許申請についても、迅速な免許処理を可能とするよう、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を作成しました。本告示案等について、令和7年12月13日（土）から令和8年1月16日（金）までの間、意見を募集します。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

## (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : freq-allocation\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

## (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 5 意見提出期間

令和7年12月13日（土）から令和8年1月16日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わぬことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

担 当：総合通信基盤局電波部電波政策課

長澤周波数調整官、加地第二計画係長、中川第三計画係長、伊豆藏官

電 話：03-5253-5875

電子メールアドレス：freq-allocation\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所（所在地）  
(ふりがな)  
氏名（法人又は団体名等）（注1）  
電話番号  
電子メールアドレス

「特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

様式 別紙

該当箇所	御意見